

備前市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項

備前市では、以下の要領で備前市役所本庁舎への自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

この募集に応募する者は、備前市役所本庁舎自動販売機設置事業者募集要項、備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱（令和 4 年備前市告示第 2 号）、備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領、備前市自動販売機の設置に係る貸付物件説明書及び備前市役所本庁舎自動販売機の設置に係る仕様書をよく読み、次の事項を了承のうえ申込むこと。

1 貸付物件

備前市役所本庁舎の一部（詳細は、別添に定める「備前市自動販売機の設置に係る貸付物件説明書」（以下「説明書」という。）による。）

2 入札参加資格

別添に定める「備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領」第 2 条による。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機の設置場所

備前市東片上 126 番地 備前市役所本庁舎の一部

(2) 貸付期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとし、貸付期間の更新は行わない。

(3) 設置に係る経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(4) 自動販売機の仕様等

別添に定める「備前市役所本庁舎自動販売機の設置に係る仕様書」による。

4 貸付料

備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第 6 条による。

5 質問及び回答

本件に関しての質問及び回答は、次により行う。

(1) 提出先 備前市役所 施設マネジメント推進課 マネジメント推進係 石田

Mail : bzkeiyakukanzai@city.bizen.lg.jp

Fax : 0869-64-3845

Tel : 0869-64-1811

- (2) 質問期限 令和 8 年 9 月 15 日(火) 午後 3 時まで
- (3) 提出方法 質問は、質疑回答書(様式第 6 号)により行い、上記提出先にメールまたは F A X で提出すること(送信した旨の電話連絡を行うこと)。
- (4) 回答期限等 令和 8 年 9 月 18 日(金)までに、備前市ホームページにて公開する。

6 資格確認申請の提出

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出すること。

- (1) 提出先 〒705-8602 岡山県備前市東片上 126 番地
備前市役所 施設マネジメント推進課 マネジメント推進係
- (2) 提出期間 令和 8 年 9 月 1 日(火)～令和 8 年 9 月 25 日(金)
- (3) 提出方法 郵送に限る。
- (4) 提出書類

下記書類の審査により不適当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする。

①個人、法人共通

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(兼受付書)・・・(様式第 1 号)
- イ 誓約書(兼同意書)・・・(様式第 2 号)
- ウ 自動販売機設置実績報告書・・・(様式第 3 号)
- エ 取扱商品一覧表・・・(様式第 4 号)
- オ 自動販売機の管理関係等に関する届出書・・・(様式第 5 号)
- カ 印鑑証明書(提出日から 3 箇月以内のもの)
- キ 設置する自動販売機のカatalog(寸法等が確認できるもの)
- ク 県税の納税証明書
- ケ 市税の納税証明書

②個人の場合

- ア 身分証明書(本籍地の市町村、提出日より 3 箇月以内のもの)
- イ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明(法務局、提出日より 3 箇月以内のもの)
- ウ 納税証明書(国税、税務署様式その 3 の 2)

③法人の場合

- ア 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(提出日から 3 箇月以内のもの)
- イ 委任状(委任先が無い場合は提出不要)・・・(様式第 7 号)
- ウ 納税証明書(国税、税務署様式その 3 の 3)

7 入札参加資格審査

別添に定める「備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要領」第 4 条によるほか、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格を審査し、適格と認めた者に入札に参加できる旨の通知をメール又は郵

送とする。

- (2) 通知は令和 8 年 9 月 30 日(水)から令和 8 年 10 月 2 日(金)の間に行う。
- (3) メールを送信先は申請書に記入されているメールアドレスとする。

8 入札

(1) 入札の日時及び場所

日 時 令和 8 年 10 月 16 日(金)午前 10 時 00 分から

※説明書の物件番号ごとに 1 番から順次実施する。

場 所 備前市役所本庁舎 3 階 大会議室(予定)

受 付 令和 8 年 10 月 16 日(金)午前 9 時 40 分から

(2) 入札時必要書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(兼受付書)・・・(様式第 1 号)

(市から返送された受付印があるもの。返送は、入札参加資格確認の数日後の予定。)

イ 飲料等自動販売機設置料率入札書・・・(様式第 8 号)

(3) 入札保証金

減免(備前市契約規則(平成 17 年備前市規則第 47 号)第 8 条第 1 項第 3 号を適用)

(4) 入札の実施

本入札の実施に際して、同一参加者が複数個所を落札し、メーカー及び商品が偏ることがないように、次のとおり入札を実施する。

ア 参加資格者が 4 者未満でも入札を執行する。

イ 参加者は全ての物件に入札するものとする。

ウ 最低設置料率以下の設置料率を提示した参加者は、全ての物件で失格とする。

エ 説明書の物件番号ごとに 1 番から順次実施し、物件ごとに最高の設置料率を提示したものを落札候補者とし、落札候補者となった者は、以降の他の物件の入札から除外するものとする。

オ 説明書の物件番号ごとで、設置料率が同率となった場合、全ての物件の設置料率の平均設置料率の高い参加者を落札候補者とする。なお同率の場合は全ての物件で最も高い設置料率を提示した参加者、全ての物件の設置料率の最も低い設置料率が高い参加者の順で落札候補者とする。なお同率の場合はくじで決するものとする。

カ 4 者未満の参加者の場合で、参加者全てが落札候補者となったときの残った物件については、参加者全てで残った物件の入札をエ、オに準じて入札を実施するものとする。

キ 複数の物件で落札候補者となった者はカで落札した物件の落札候補者を辞退することができる。その際、次に高い設置料率を提示した参加者を落札候補者としてすることができる。

(5) 入札の無効

別添に定める「備前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札

実施要領」第 10 条による。

9 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札候補者の負担とする。

(2) 貸付料の納付

貸付料を、売上状況等の報告（「備前市役所本庁舎自動販売機の設置に係る仕様書」の2 遵守事項(3)売上状況等の報告イ期限）に示す月の末日までに納付すること。

(3) 契約保証金

減免（備前市契約規則第 34 条第 1 項第 4 号を適用）

10 決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、貸付者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続を行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が参加の資格を失ったとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められたとき。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと備前市が判断したとき。

11 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、備前市において新たな設置事業者を決める募集手続を行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い設置料率で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができる。

ただし、設置を辞退した事業者は、今回の入札以降に行われる本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を制限する場合がある。

12 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。なお、撤去費用は設置者の負担とし、損害賠償請求は認めない。

- (1) 貸付期間中に、貸付物件を備前市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと備前市が判断したとき。
- (4) 入札において談合の事実があったと認められたとき。
- (5) 契約に定める義務を履行しないとき。

1 3 その他

- (1) 自動販売機設置を原因とする事故については、備前市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。
- (2) 商品等の盗難及び破損については、備前市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負うものとする。
- (3) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、備前市契約規則その他の法令を遵守すること。